

一 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十三号）

改正案	現行
<p>（有価証券通知書）</p> <p>第五条 法第四条第五項の規定により特定有価証券の発行者が提出する有価証券通知書は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により作成し、財務局長又は福岡財務支局長（以下「財務局長等」という。）に提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 内国投資信託受益証券 第一号様式</li> <li>一の二 外国投資信託受益証券 第一号の二様式</li> <li>一の三 内国投資証券 第一号の三様式</li> <li>一の四 外国投資証券 第一号の四様式</li> <li>二丁六（略）</li> <li>2・3（略）</li> </ul> <p>（有価証券届出書の記載内容等）</p> <p>第十条 法第五条第一項の規定により有価証券届出書を提出しようとする特定有価証券の発行者は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により有価証券届出書三通（当該特定有価証券が資産信託流動化受益証券である場合において、当該資産信託流動化受益証券の発行者である原委託者（定義府令第三条第一号に規定する原委託者をいう。以下同じ。）の本店の所在地）</p>	<p>（有価証券通知書）</p> <p>第五条 法第四条第五項の規定により特定有価証券の発行者が提出する有価証券通知書は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により作成し、財務局長又は福岡財務支局長（以下「財務局長等」という。）に提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 内国投資信託証券 第一号様式</li> <li>一の二 外国投資信託証券 第一号の二様式</li> </ul> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <li>二丁六（略）</li> <li>2・3（略）</li> <p>（有価証券届出書の記載内容等）</p> <p>第十条 法第五条第一項の規定により有価証券届出書を提出しようとする特定有価証券の発行者は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により有価証券届出書三通（当該特定有価証券が資産信託流動化受益証券である場合において、当該資産信託流動化受益証券の発行者である原委託者（定義府令第三条第一号に規定する原委託者をいう。以下同じ。）の本店の所在地）</p>

原委託者が個人である場合にあつては、住所を管轄する財務局（当該所在地又は住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局。以下「原委託者管轄財務局等」という。）が当該資産信託流動化受益証券の発行者である受託者の本店の所在地を管轄する財務局（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局。以下「受託者管轄財務局等」という。）と異なるときは、当該異なる原委託者管轄財務局等の数に三を加えた通数）を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一 内国投資信託受益証券 第四号様式

一の二 外国投資信託受益証券 第四号の二様式

一の三 内国投資証券 第四号の三様式

一の四 外国投資証券 第四号の四様式

二丁六（略）

（有価証券届出書の記載の特例）

第十一条 有価証券届出書につき、法第五条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書に規定する内閣府令で定める事項は、当該各号に掲げる事項とする。

一・一の二（略）

一の三 内国投資証券（投資法人債券を除く。次号において同じ。）

（ ） 外国投資証券（外国投資法人債券を除く。次号において同じ。）

（ ） 又は資産信託流動化受益証券につき、その発行価格の決定前

原委託者が個人である場合にあつては、住所を管轄する財務局（当該所在地又は住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局。以下「原委託者管轄財務局等」という。）が当該資産信託流動化受益証券の発行者である受託者の本店の所在地を管轄する財務局（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局。以下「受託者管轄財務局等」という。）と異なるときは、当該異なる原委託者管轄財務局等の数に三を加えた通数）を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一 内国投資信託証券 第四号様式

一の二 外国投資信託証券 第四号の二様式

（新設）

（新設）

二丁六（略）

（有価証券届出書の記載の特例）

第十一条 有価証券届出書につき、法第五条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書に規定する内閣府令で定める事項は、当該各号に掲げる事項とする。

一・一の二（略）

一の三 資産信託流動化受益証券につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

に募集を行う必要がある場合

イ ホ (略)

二 内国投資証券、外国投資証券又は資産流動化証券につき、その  
売出価格の決定前に売出しを行う必要がある場合

イ ホ (略)

三 第一号から前号までに掲げる場合に係る特定有価証券以外の特  
定有価証券につき、発行価格又は売出価格の決定前に募集又は売  
出しをする必要がある場合

イ・ロ (略)

(有価証券届出書の添付書類)

第十二条 有価証券届出書に添付すべき書類として法第五条第五項(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。ただし、第一号イ及びハからヘまでに掲げる書類並びに第二号に掲げる書類(第一号ロに掲げる書類に該当するものを除く。)については、当該書類が当該有価証券届出書提出前一年以内に当該有価証券届出書に係る特定有価証券と同一の種類の特定有価証券について提出された有価証券届出書に添付して提出されたものと同内容のものである場合には、これを除く。

一 外国特定有価証券の募集又は売出しに係る有価証券届出書の場  
合

イ・ロ (略)

イ ホ (略)

二 資産流動化証券につき、その売出価格の決定前に売出しを行う  
必要がある場合

イ ホ (略)

三 資産流動化証券以外の特定有価証券につき、発行価格又は売出  
価格の決定前に募集又は売出しをする必要がある場合

イ・ロ (略)

(有価証券届出書の添付書類)

第十二条 有価証券届出書に添付すべき書類として法第五条第五項(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。ただし、第一号イ及びハからヘまでに掲げる書類並びに第二号に掲げる書類(第一号ロに掲げる書類に該当するものを除く。)については、当該書類が当該有価証券届出書提出前一年以内に当該有価証券届出書に係る特定有価証券と同一の種類の特定有価証券について提出された有価証券届出書に添付して提出されたものと同内容のものである場合には、これを除く。

一 外国特定有価証券の募集又は売出しに係る有価証券届出書の場  
合

イ・ロ (略)

八 ファンドの資金を運用する法人又はファンド、信託財産、管理資産若しくは特定信託財産に関し業務上密接な関係を有する法人（以下「関係法人」という。）のうち主要なものとの間に締結した契約の契約書の写し又は締結しようとする契約の内容を記載した書面（当該締結した契約又は当該締結しようとする契約の主要な内容が当該有価証券届出書に記載されている場合を除く。）

二 へ（略）

二（略）

2（略）

（届出目論見書の記載内容）

第十五条 特定有価証券の発行者が作成する届出目論見書又は届出仮目論見書につき、法第十三条第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により届出目論見書又は届出仮目論見書に記載すべき事項から除くものとして内閣府令で定めるものは、第四号様式第三部、第四号の二様式第三部、第四号の四様式第四部、第五号様式第三部、第五号の三様式第四部、第五号の四様式第四部、第五号の五様式第四部又は第六号様式第三部に掲げる事項及び法第二十五条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた事項とする。

八 ファンドの資金を運用する法人又はファンド、信託財産、管理資産若しくは特定信託財産に関し業務上密接な関係を有する法人（以下「関係法人」という。）のうち主要なものとの間に締結した契約の契約書の写し又は締結しようとする契約の内容を記載した書面

二 へ（略）

二（略）

2（略）

（届出目論見書の記載内容）

第十五条 特定有価証券の発行者が作成する届出目論見書又は届出仮目論見書につき、法第十三条第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により届出目論見書又は届出仮目論見書に記載すべき事項から除くものとして内閣府令で定めるものは、第四号様式第三部、第四号の二様式第三部、第五号様式第三部、第五号の三様式第四部、第五号の四様式第四部、第五号の五様式第四部又は第六号様式第三部に掲げる事項及び法第二十五条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた事項とする。

(有価証券報告書の記載内容等)

第二十二條 法第二十四條第五項において準用する法第二十四條第一項又は第三項の規定により有価証券報告書を提出すべき特定有価証券の発行者は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により有価証券報告書三通(当該特定有価証券が資産信託流動化受益証券である場合において、原委託者管轄財務局等が受託者管轄財務局等と異なるときは当該異なる原委託者管轄財務局等の数に三を加えた通数)を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

- 一 内国投資信託受益証券 第七号様式
- 一の一 外国投資信託受益証券 第七号の二様式
- 一の三 内国投資証券 第七号の三様式
- 一の四 外国投資証券 第七号の四様式
- 二丁六 (略)
- 2 (略)

(有価証券報告書の添付書類)

第二十七條 特定有価証券の発行者が有価証券報告書に添付すべき書類として法第二十四條第六項(法第二十七條において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類(以下この条において「定款等」という。)とする。ただし、定款等について、当該有価証券報告書に記載されたもの又は当該有価証券報告書提

(有価証券報告書の記載内容等)

第二十二條 法第二十四條第五項において準用する法第二十四條第一項又は第三項の規定により有価証券報告書を提出すべき特定有価証券の発行者は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により有価証券報告書三通(当該特定有価証券が資産信託流動化受益証券である場合において、原委託者管轄財務局等が受託者管轄財務局等と異なるときは当該異なる原委託者管轄財務局等の数に三を加えた通数)を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

- 一 内国投資信託証券 第七号様式
- 一の二 外国投資信託証券 第七号の二様式
- (新設)
- (新設)
- 二丁六 (略)
- 2 (略)

(有価証券報告書の添付書類)

第二十七條 特定有価証券の発行者が有価証券報告書に添付すべき書類として法第二十四條第六項(法第二十七條において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類(以下この条において「定款等」という。)とする。ただし、定款等について、当該有価証券報告書に記載されたもの又は当該有価証券報告書提

出前五年以内に当該有価証券報告書に係る特定有価証券と同一の種類の特定期間末日以前に終了した直近の事業年度に係る商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十一条第一号及び第二号に掲げる書類で、定時株主総会の承認を受けたもの（外国法人にあつては、これらに準ずるもの）

一 内国投資信託証券の発行者

イ（略）

ロ 当該有価証券報告書の提出者について、当該有価証券に係る特定期間末日以前に終了した直近の事業年度に係る商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十一条第一号及び第二号に掲げる書類で、定時株主総会の承認を受けたもの（外国法人にあつては、これらに準ずるもの）

一の二～三（略）

四 外国資産流動化証券の発行者

イ（略）

ロ 第一号の二ロ及び八に掲げる書類

ハ 当該有価証券報告書の提出者及び当該提出者の主要な関係法人について、当該有価証券に係る特定期間末日以前に終了した直近の事業年度に係る商法第二百八十一条第一号及び第二号に掲げる書類で、定時株主総会の承認を受けたもの（外国法人にあつては、これらに準ずるもの）

四の二（略）

四の三 外国資産信託流動化受益証券

出前五年以内に当該有価証券報告書に係る特定有価証券と同一の種類の特定期間末日以前に終了した直近の事業年度に係る商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十一条第一号及び第二号に掲げる書類で、定時株主総会の承認を受けたもの（外国法人にあつては、これらに準ずるもの）

一 内国投資信託証券の発行者

イ（略）

ロ 当該有価証券報告書の提出者及び当該提出者の主要な関係法人について、当該有価証券に係る特定期間末日以前に終了した直近の事業年度に係る商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十一条第一号及び第二号に掲げる書類で、定時株主総会の承認を受けたもの（外国法人にあつては、これらに準ずるもの）

一の二～三（略）

四 外国資産流動化証券の発行者

イ（略）

ロ 第一号の二ロから二までに掲げる書類  
（新設）

四の二（略）

四の三 外国資産信託流動化受益証券

イ (略)

ロ 第四号ロ及びハに掲げる書類

五 (略)

2 (略)

(半期報告書の記載内容等)

第二十八条 法第二十四条の五第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。次項において同じ。）において準用する法第二十四条の五第一項の規定により半期報告書を提出すべき特定有価証券の発行者は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により半期報告書三通（当該特定有価証券が資産信託流動化受益証券である場合において、原委託者管轄財務局等が受託者管轄財務局等と異なるときは当該異なる原委託者管轄財務局等の数に三を加えた通数）を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一 内国投資信託受益証券 第十号様式

一の二 外国投資信託受益証券 第十号の二様式

一の三 内国投資証券 第十号の三様式

一の四 外国投資証券 第十号の四様式

二一六 (略)

2・3 (略)

(臨時報告書の記載内容等)

イ (略)

ロ 第一号の二ロから二までに掲げる書類

五 (略)

2 (略)

(半期報告書の記載内容等)

第二十八条 法第二十四条の五第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。次項において同じ。）において準用する法第二十四条の五第一項の規定により半期報告書を提出すべき特定有価証券の発行者は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により半期報告書三通（当該特定有価証券が資産信託流動化受益証券である場合において、原委託者管轄財務局等が受託者管轄財務局等と異なるときは当該異なる原委託者管轄財務局等の数に三を加えた通数）を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一 内国投資信託証券 第十号様式

一の二 外国投資信託証券 第十号の二様式

(新設)

(新設)

二一六 (略)

2・3 (略)

(臨時報告書の記載内容等)

第二十九条 (略)

2 法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告書を提出すべき特定有価証券の発行者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した臨時報告書三通(当該特定有価証券が資産信託流動化受益証券である場合において、原委託者管轄財務局等が受託者管轄財務局等と異なるときは当該異なる原委託者管轄財務局等の数に三を加えた通数)を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一 (略)

二 主要な関係法人の異動があつた場合

イ・ロ (略)

三・四 (略)

3・4 (略)

第二十九条 (略)

2 法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告書を提出すべき特定有価証券の発行者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した臨時報告書三通(当該特定有価証券が資産信託流動化受益証券である場合において、原委託者管轄財務局等が受託者管轄財務局等と異なるときは当該異なる原委託者管轄財務局等の数に三を加えた通数)を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一 (略)

二 関係法人の異動があつた場合

イ・ロ (略)

三・四 (略)

3・4 (略)